

令和５年 第８回 新郷村農業委員会総会議事録

１．開催日時 ： 令和５年８月１０日（木）午後１：３０～３：３０

２．場 所 ： 山村開発センター１階 中会議室

３．出席委員 （７人）

職 名	番 号	氏 名
会長	１０	日向 將行
職務代理	１	谷地村 久人
委員	２	佐藤 哲
委員	３	坂根 克也
委員	４	下村 勇一郎
委員	７	橋端 秀作
委員	８	工藤 勉

４．欠席委員 （３人）５番佐藤久美子、６番荻沢功、９番橋端哲美

５．会議書記 事務局主事 服部 奨

６．議事日程

日程第１ 議事録署名委員の指名について

日程第２ 諸般の報告について

日程第３ 議案第１９号

農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第４ 議案第２０号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和4年第8回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7番橋端委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には2番佐藤委員並びに8番工藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3議案第議案第19号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第19号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 議案第19号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。今回の案件は所有権移転が2件となります。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですのでそれぞれ補足説明をいたします。 4ページをお開きください。 受付番号第19号についてご説明いたします。 譲渡人は村外に在住しており、相続により農地を取得しました。以前から相対契約により譲受人は耕作を行っており、相対契約から農地の売買をするために申請されたものです。 農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 それぞれ議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付していますので参考にしてください。 以上で受付番号第19号の説明を終わります。

議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を 8 番工藤委員から報告を求めます。
事務局	議案第 19 号、受付番号第 19 号について現地調査の結果を報告します。 譲渡人は村外に在住し、農地を手放したいと考えていました。譲受人は以前から相対契約により農地を使用しており、今後も耕作を続けたいと考えていたところ、両者の意思が一致したため、今回の申請に至ったものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第 19 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第 19 号は原案のとおりに決定しました。 次に、受付番号第 20 号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	9 ページをお開きください。 受付番号第 20 号についてご説明いたします。 受付番号第 19 号同様、相続により農地を取得し、以前から相対契約により譲受人は耕作を行っており、相対契約から農地の贈与をするために申請されたものです。 農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 それぞれ議案、許可申請書、新郷村の農地を新規で取得することになるため営農計画書、位置図、現況写真を添付していますので参考にしてください。 以上で受付番号第 20 号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 1 番谷地村職務代理者から報告を求めます。
事務局	議案第 19 号、受付番号第 20 号について現地調査の結果を報告します。 譲渡人は村外に在住し、農地を手放したいと考えていました。 譲受人は村外から通いながら相対契約により農地を使用しており、家庭菜園として今後も耕作を続けたいと考えていたところ、両者の意思が一致したため、今回の申請に至ったものです。

	現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第20号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第20号は、原案のとおり決定しました。 次に、日程第4議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号第26号について審議に付します。 事務局より説明を求めます。
事務局	15ページをお開きください。 議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認についてご説明いたします。今回の案件は賃貸借が2件、使用貸借が1件となります。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。 16ページをお開きください。 受付番号第26号についてご説明いたします。 この貸借契約は労働力不足により農地の受け手を探していた所有者と申請地周辺に農地を所有している耕作者の両者が調整し、申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号26号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を8番工藤委員から報告を求めます。
事務局	議案第20号、受付番号第26号について現地調査の結果を報告します。 所有者は労働力不足により耕作が難しい状況であり、農地の受け手を探していました。 また、耕作者は申請地周辺に農地を所有しており、農地を効率利用できると考えたため、両者の意思が一致し、農地中間管理機構を通して貸し付けするものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点か

	らも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第２６号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第２６号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号第２７号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	２０ページをお開きください。 受付番号第２７号についてご説明いたします。 この貸借契約は以前から農地中間管理機構を通して契約をしていました。今月で契約期間が満了し、契約の更新をするため、再度申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。 また、今回は契約更新のため利用状況調査は省略しています。 以上で受付番号２７号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第２７号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第２７号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号第２８号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	２３ページをお開きください。 受付番号第２８号についてご説明いたします。 この貸借契約は労働力不足により農地の受け手を探していた所有者と規模拡大のた

	め農地を探していた耕作者の両者が調整し、申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第 28 号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を 1 番谷地村職務代理者から報告を求めます。
事務局	議案第 20 号、受付番号第 28 号について現地調査の結果を報告します。 所有者は労働力不足により耕作が難しい状況であり、農地の受け手を探していました。 また、耕作者は経営規模拡大したいと考えており、両者の意思が一致し、農地中間管理機構を通して貸し付けするものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第 28 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第 28 は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和 5 年第 8 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 8月 10日

議 長 日向將行

署名者 佐藤哲

署名者 工藤勉